

# 関島社会保険労務士事務所便り

2014年  
4月号

社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



## 消費税が非課税になるもの

この4月1日より、消費税率が5%から8%への引き上げられることで、家計には年間5万円から10万円程度の負担増が発生すると予想されています。

消費税は、原則として、国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税の対象としています。

しかし、これらの取引であっても消費に負担を求める税としての性格から課税の対象となじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。

### ① 「課税対象になじまないもの」

「課税対象になじまないもの」として以下のものがあげられています。切手を販売することは非課税です。しかし、切手を使用して郵便を出すことは、郵便料金の中に消費税が含まれます。商品券も同様です。

- ・土地の譲渡、貸し付け
- ・有価証券、支払い手段の譲渡
- ・利子、保険料など
- ・切手、印紙、証紙の譲渡
- ・商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ・国、地方公共団体などの行政手数料
- ・国際郵便為替、外国為替など

### ② 社会政策上の配慮によるもの

次の項目は、「社会政策上の配慮によるもの」として非課税とされているものです。

- ・社会保険医療など
- ・一定の介護サービス
- ・一定の社会福祉事業
- ・助産
- ・埋葬料、火葬料
- ・身体障害者用品の譲渡、貸し付けなど
- ・学校の授業料、入学金、施設設備料など
- ・教科用図書の譲渡
- ・住宅の貸し付け。これは住居用で、事務所に使う場合は課税対象になります。

消費税は富める者も貧しい者も一律に課せられる税であるため、今後、「政策上配慮によるもの」は、国民の怒りの度合いや経済状況によって左右されるものとなるでしょう。

なお、対価がなく資産の譲渡に該当しないもの（資産の無償貸付、贈与、受取保険金、配当金、寄付金、給与・退職金、見舞金、損害賠償等）や、国外の取引（国外での請負工事や国外間の輸送、海外出張のための旅費等）については課税対象外になっています。

# 4月から始まる「産休期間中の社会保険料免除」

## ◆4月から制度スタート

仕事と子育ての両立支援を図るため、産前産後休業（原則、産前 42 日・産後 56 日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分）。

この制度の対象者は、今年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、4月分以降の保険料から免除の対象となりますので、社内で周知しておくことが必要でしょう。

## ◆書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。

「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれかの方法で年金事務所に提出します。

なお、添付書類は特に必要ないとのこと です。

## ◆標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場

合、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額を基にして、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬が改定されます。

この場合、会社が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出しなければなりません。産前産後休業を終了した日の翌日から引き続き育児休業を開始した場合には提出することができません。

## ◆その他の留意点

被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出する必要があります。

育児休業期間中の保険料免除期間と産前産後休業期間中の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

また、3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります（下図参照）。

## 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額みなし特例措置の終了

太線 ————— は、標準報酬月額を表してしています。  
破線 - - - - - は、年金給付額上の標準報酬月額（みなし額）を表してしています。

休業等	育児休業(第1子)	就業(3歳未満の第1子を養育)	産前産後休業(第2子)
標準報酬月額	保険料免除	育児休業終了時改定 → 下回る前の標準報酬月額とみなす ← 特例措置終了 実際の給与額	保険料免除 (4月30日以降)

# 未払い残業代の請求が急増

## ◆東京管内の割増賃金遡及支払額 17 億円

東京労働局から「監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 24 年度）」が公表されましたが、これによれば、東京労働局管内で、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていないとして是正勧告・指導され、100 万円以上の遡及支払いになったのは 125 企業となり、その総額は 17 億円に上ったとのことでした。

## ◆ネット上にあふれる割増賃金請求情報

最近、主に元従業員から、未払残業代請求の内容証明が届く企業が非常に増えているようです。「あなたの未払残業代がすぐわかる！」といったような内容のサービスを宣伝するホームページや、残業代請求に関する内容証明のひな形を掲載するサイトも増えています。これらを利用すれば、内容証明の作成・送付により、簡単に会社に対して未払残業代を請求できる時代になってしまいました。

## ◆会社としての対応は？

ある日突然、送りつけられた未払残業代の支払いを要求する内容証明。その内容ごとに、会社の対策は変わってきます。

まず、内容証明の送り手は誰か。内容証明の差出人が、従業員個人なのか、合同労組やユニオンなのか、弁護士等なのかによ

り、会社としての対応が違ってきますし、相手の事情や紛争が長期化するかどうかもある程度読み取ることができます。

例えば、従業員（元従業員）本人による場合、会社へのうっぷんを晴らしたいのか、お金が欲しい（お金の困っている）だけなのか、上司等に対する個人的恨みなのか等が判断できる場合があります。

また、内容の完成度や要求の度合いにより、インターネットのテンプレートを使って素人レベルで作ったものなのかどうか等の情報がわかり、以後の会社のとるべき対応を考えるうえで参考になります。

いずれにしても、会社としては、必要な資料（タイムカード、日報、就業規則、賃金規程等）の収集・検討を行い、残業時間を確認し、そのうえで対応を行います。

## ◆日頃の労務管理が重要！

もっとも、未払残業代を発生させてしまう残業・労働時間管理を根本から見直さない限り、こうした内容証明が届くリスクはなくなりません。

「会社が未払残業代を請求された」という噂が広まれば、現在働いている従業員についても、その不満を爆発させてしまうことにつながる可能性も大いにあります。

今一度、自社の労働時間管理について検証してみてはいかがでしょうか。

## 1 企業で未払い残業金額が 1 億円を超えた事案

東京労働局（26.1.15 発表）

### <事案 1> 業種 商業 【遡及是正額 約 5 億円、対象労働者数 約 530 人】

労働時間の把握が可能であったにもかかわらず、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用していたため、割増賃金の不払が発生したものの。

### <事案 2> 業種 情報処理サービス業

【遡及是正額 約 2 億 6 千万円、対象労働者数 約 5,700 人（延べ人数）】

企画業務型裁量労働制の導入要件となる労使委員会を開催していないため、同裁量労働制が無効となったことから割増賃金の不払が発生したものの。

### <事案 3> 業種 旅館業 【遡及是正額 約 2 億円、対象労働者数 約 280 人】

労働時間の管理は ID カードによりなされていたが、適正に記録されていなかったため、時間外等割増賃金の不足が発生したものの。

**●特養入居待ち52万人 4年で10万人増**

特別養護老人ホーム(特養)への「入居待ち」の高齢者が、昨年秋時点で52万2千人に上ることが厚生労働省の集計で分かった。4年前の前回調査より10万人増えた。待機者のうち入居の必要性が高い「在宅で要介護3以上」は15万2千人おり、受け皿不足が急速に広がっている。(3月25日)

**●国民年金「死亡一時金」の支給漏れを救済へ**

厚生労働省は、2012年5月以降運用を変更したことにより国民年金の死亡一時金に支給漏れが発生したため、ルールを見直す方針を明らかにした。対象となるのは、行方不明となってから7年以上が経過し、裁判所から失踪宣告がなされた人の遺族で、宣告日から2年以内に請求をすれば支払われる。(3月19日)

**●2030年には「医療・福祉」が最大産業に**

厚生労働省は、2030年には「医療・福祉」分野の就業者数が908万人(2012年比202万人増)になるとの推計結果を発表した。大幅に減少する「卸売・小売業」と「製造業」に代わり、産業別の就業者数が最大となると見込んでいる。(3月15日)

**●賃上げした上場企業の社名等を公表へ**

経済産業省は、東証一部に上場している企業約1,800社について、今春闘での賃上げ状況(社名を含む)を公表することを明らかにした。5月にも実施する予定で、収益の増減やベアなどの状況を公表することにより、賃上げの実施を促すねらい。(3月14日)

**●50人以上事業所メンタルヘルス対策義務化**

政府は、改正労働安全衛生法案を11日に閣議決定し、13日に国会に提出した。従業員50人以上の事業所に対してメンタルヘルス対策を義務付ける内容。すべての従業員を対象に年1回のストレス検査を実施し、希望者は医師による面接指導を受けられる。中小企業の負担を考慮して50人未満の事業所については努力義務にとどめた。(3月13日)

**●労働力人口が今後50年で1,170万人減少**

内閣府は、2060年までの労働力人口予測を発表し、今後約50年で労働力人口が1,170万人減少する試算結果を発表した。女性の労働力の活用が進まない場合には減少幅はさらに2,782万人減少するとしている。(3月13日)

**●「配偶者控除」縮小を検討 政府**

政府は、専業主婦がいる世帯の所得税を軽減する「配偶者控除」の見直しを検討する考えを示した。政府は成長戦略の柱として「女性の活用」を掲げており、専業主婦に有利な制度を改めることにより、働く女性を税制面から支援するねらい。(3月8日)

**●「小規模企業振興基本法案」を閣議決定**

政府は、従業員が少ない小規模の企業の経営を支援する「小規模企業振興基本法案」を閣議決定した。中小企業(約385万社)のうち、約9割を占める小規模企業のために基本法を制定するのは初めてで、今秋までに5年間の基本計画を策定する。(3月7日)

**●「有期雇用労働者特別措置法案」を閣議決定**

政府は、有期雇用の契約期間を延長する「有期雇用労働者特別措置法案」を7日に閣議決定し、同日国会に提出した。定年後の再雇用者や年収1,000万円超の専門職の労働者については「5年無期転換ルール」の例外とする内容。今国会での成立を目指す。(3月7日)

**●非正規労働者が年間133万人増で1,956万人**

総務省が1月の「労働力調査」の結果を発表し、非正規雇用で働く人が1,956万人(前年同月比133万人増)となり、雇用者全体に占める割合が37.6%となったことがわかった。男女別では、男性624万人(同49万人増)に対して女性1,332万人(同84万人増)だった。(3月1日)

